

記者発表資料
2020年8月28日

藤沢記者クラブ各位

行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定に係る審査請求事案（諮問第91号）について、藤沢市情報公開審査会が実施機関に対し答申したので、お知らせいたします。

1 経過

| 年月日 | 処理内容等 |
|-------------|---------------------------|
| 2019年 8月23日 | 行政文書公開請求受付 |
| 9月 2日 | 行政文書公開一部承諾決定処分 |
| 11月12日 | 行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理 |
| 11月18日 | 実施機関から審査会へ諮問書の提出（諮問第91号） |
| 2020年 8月24日 | 答申（答申第91号） |

2 請求の内容（決定・答申内容）

| | |
|-------------------|---|
| 公開請求の内容 | 「昭和36～60年度藤沢市農業委員会が受理した、嘆願・陳情等文書（取下分含む）」 |
| 公開請求に対する実施機関の決定内容 | 公開一部承諾決定 |
| 審査請求に関する答申内容 | <p>【結論】 藤沢市農業委員会（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）9月2日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。</p> <p>【内容】 本件請求に係る行政文書に、個人の氏名、住所、電話番号及び印影が含まれていることに照らせば、実施機関による本件処分には、不合理な点は認められず、審査請求人の主張する「無為な墨消し」に当たらない。</p> |

***この資料に関する問い合わせ先**

審査請求に係る処分に関すること（実施機関）
藤沢市農業委員会 農業委員会事務局
担当：草柳，福岡
内線：3441
直通：0466(50)3565

情報公開審査会に関すること
藤沢市 市民自治部 市民相談情報課
担当：平井，高橋，岡本
内線：2662
直通：0466(50)3567